

## 随意契約理由書

1 修繕名称

東高津公園複合遊具修繕

2 契約相手方

内田工業 株式会社

3 随意契約理由

本件は、東高津公園に設置している複合遊具の修繕を行うものである。

上記公園の複合遊具について現在、床板の腐朽が判明し、来園者に継続的に安全な遊具として提供する必要があることから修繕を行うものである。

本遊具は、上記業者が設計製作したもので、取替部品も他社では製造しておらず、遊具全体の安全性の確保も含め、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 真田山公園事務所

## 随意契約理由書

1 修繕名称

御幸森第2公園ほか1公園複合遊具修繕

2 契約相手方

株式会社 ラスコ ジャパン

3 随意契約理由

本件は、御幸森第2公園及び巽東緑地公園に設置している複合遊具の修繕を行うものである。

上記公園の複合遊具について現在、御幸森第2公園では遊動橋が床板及びチェーンが劣化し、巽東緑地公園では階段部の劣化が判明し、来園者に継続的に安全な遊具として提供する必要があることから修繕を行うものである。

本遊具は、上記業者が設計製作したもので、取替部品も他社では製造しておらず、遊具全体の安全性の確保も含め、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 真田山公園事務所

## 随意契約理由書

1 修繕名称

大今里ふれあい公園ほか5公園複合遊具修繕

2 契約相手方

株式会社 コトブキ

3 随意契約理由

本件は、大今里ふれあい公園及び五条公園・猫間川公園・巽公園・巽東緑地公園・北鶴橋第2公園に設置している複合遊具の修繕を行うものである。

上記公園の複合遊具について現在、大今里ふれあい公園では滑り台が劣化し、猫間川公園・巽東緑地公園ではパネル柵の劣化し巽公園・北鶴橋第2公園は床板の腐朽。五条公園ではトンネルの破損が判明しました。

来園者に継続的に安全な遊具として提供する必要があることから修繕を行うものである。

本遊具は、上記業者が設計製作したもので、遊具全体の安全性の確保も含め、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 真田山公園事務所

## 随意契約理由書

### 1 修繕名称

東田辺さくら公園ほか2公園遊具修繕

### 2 契約相手方

株式会社 コトブキ

### 3 随意契約理由

本件は、東田辺さくら公園に設置している複合遊具の滑り台滑走面に亀裂がある。また聖天山公園の幼児用ブランコに亀裂損耗があり、平野公園の児童用ブランコにも亀裂損耗がある。今後も継続的に安全な遊具として提供する必要があることから修繕を行うものである。

当該遊具は上記業者が設計製作したもので、取替部品は他社では製造していない。また、遊具全体の安全性の確認も含め、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

### 4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 長居公園事務所

随意契約理由書

1 修繕名称

御幸森公園ほか2公園防球柵ネット修繕（緊急）

2 契約相手方

山王商事株式会社 代表取締役 三王 大三

3 随意契約理由

本件は、御幸森公園・巽公園・大今里ふれあい公園において、台風21号の強風により、防球ネットが破損したため修繕を行うものである。

当該公園は、防球柵クレモナネット一部が破損しており、ボールが公園隣接道路や公園遊戯部分へ飛び出す恐れがある。

また、一部は不安定な状態になっているため、今後同様の強風等が起こった場合、公園利用者や周辺道路歩行者等の安全確保が出来ないため、早急に修繕を行う必要がある。

なお、業者選定に当たっては、本市入札参加有資格者名簿において、とび・土工コンクリート工事で登録を有していることに加え、必要資材調達等、本修繕に迅速に対応できる上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第5号

5 担当部署

建設局 真田山公園事務所

## 随意契約理由書

1 修繕名称

桃谷公園複合遊具修繕

2 契約相手方

株式会社 コンパスサービス

3 随意契約理由

本件は、桃谷公園に設置している複合遊具の修繕を行うものである。

上記公園の複合遊具では、側板・床板の劣化が判明し、来園者に継続的に安全な遊具として提供する必要があることから修繕を行うものである。

本遊具は、上記業者が設計製作したもので、取替部品も他社では製造しておらず、遊具全体の安全性の確保も含め、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 真田山公園事務所

## 随意契約理由書

1 案件名称

駐車場共通回数券ほか2点（その3）印刷

2 契約の相手方

アマノ株式会社 大阪支店

3 随意契約理由

今回印刷する駐車場共通回数券は市立駐車場駐車管制設備に対応する磁気券です。

本回数券は、アマノ株式会社が独自に開発したシステムにより製造されたものであり、他に互換性を持つ製品はありません。また、磁気情報についても同社の保有する機密であり、同社以外では取り扱われていません。

そのため、本回数券の印刷については、本システムの全般部品を供給し、代理店を介さず直接事業を請け負っている上記業者への随意契約を依頼します。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 道路部 調整課